

平成 29 年度からの継続分
苦情申立ての趣旨に沿った事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) 部活動の指導..... 2

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) 部活動の指導

【苦情申立ての趣旨】

私の子どもは〇〇中学校で〇〇部に所属していた。そこで〇〇部の外部コーチから様々なスクールハラスメントを受けていること、また、〇〇中学校〇〇部では、「選手」と「選手をサポートする生徒」を分け、「選手をサポートする生徒」は3年間、満足な練習も受けられず、「選手」が練習をしているのをほぼ眺めるだけの日々を送っているということがわかった。熊本市の運動部活動の指針では、熊本市立の小中学校における運動部活動は、「学校教育活動の一環」として、児童生徒にとって、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図るとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を養うなど、きわめて有意義な役割を担っているとされているが、入部当初から選手として必要とされていないと決め付けられ、サポートに徹することのみを求められた生徒たちがスポーツの楽しさや喜びを味わえるのか疑問に感じ、平成28年10月に〇〇中学校から配布された体罰アンケートにそのことを書き、提出した。

それに対して〇〇中学校から平成28年11月頃連絡があり、教頭が「酷いですね、ばつが悪かったのでしょね。」と言うだけで、うやむやに終わらされた。そこで、〇〇中学校はこの問題に対して対応してくれないと感じたので、オンブズマンに相談しようと考えていることを教頭に伝えたところ、教頭から「行政に訴えられる前に学校の方で対処する。結果は報告する。」とのことであつたので、その回答を待っていたが、現在に至るまでその回答はない。

〇〇中学校からの回答がなかったため、平成30年1月頃に市長への手紙でこのことを申し立てたところ、教育委員会健康教育課（以下「担当課」という。）から同年2月〇日に回答はあつたが、私が申し立てた内容に答えておらず、とても満足の得られるものではなかった。

以上のように、〇〇中学校、担当課から私が申し立てた内容について、満足な回答は得られていない。〇〇中学校、担当課は、速やかに私の申し立てに対して満足のいく回答を出してもらいたい。

【市からの回答】

1 中学校部活動のありかた

心身の成長の過程にある青少年期において、スポーツは、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

このようなことから、熊本市においては学校教育活動の一環として全ての小・中学校で学校の実情に応じた運動部活動が行われてきました。

学校教育活動の一環として行われる運動部活動では、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことは言うまでもありません。

2 「熊本市立小・中学校の運動部活動の指針」について

運動部活動の意義・目的を踏まえ、子どもの発達段階に応じた児童生徒にとって魅力ある運動部活動を推進するため、市では「熊本市立小・中学校の運動部活動の指針」（以下「指針」という。）を定めており、指針では次のような事項を規定しています。

①部の位置づけ

②望ましい指導者の姿

③活動日、活動時間、大会への参加

各学校は、この指針をもとに各学校の活動方針や部活動規約を作成しています。

指針の周知につきましては、市教育委員会から各学校へは、校長会、体育主任会等で指針の遵守について説明を行っています。また指針の運用に当たっては、校長から各学校部活動総会、部活動顧問会等を通じて、部活動にかかわる職員、児童生徒、保護者や外部指導者に運動部活動方針を共通理解させるよう指導しています。

部活動は、児童生徒にとって、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図るとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を養うなど、きわめて有意義な役割を担っています。しかし、一部では、勝利至上主義による指導、長時間の練習や休日がないことによるスポーツ障害などの課題も生まれています。

児童生徒にとって魅力ある運動部活動を推進し、課題解決に向けて指針を基準として捉え、学校の部活動指導方針及び規約等を見直し、関係者の共通理解を図るよう各学校において部活動に関する職員に対し指導しています。

3 本件経緯について

申立人は、平成 28 年 10 月に行われた体罰アンケートで、〇〇中学校〇〇部（以下「〇〇部」という。）では「選手」と「選手をサポートする生徒」を分け、「生徒をサポートする生徒」は満足な練習を受けられていないのでその改善を求めるとの内容の文書を提出されました。それに対して学校が調査したところ、実際に申立人がおっしゃられているような指導が行われていたことがわかりました。当時の校長は、それを受けまして外部指導者に対して、中学部活動は勝利至上主義に陥ることなく、すべての生徒に可能性を与えるものであること、今回の指導は中学校の運動部活動の指導としては明らかに部活動の意義からかけ離れたものであること、などについて厳しく指導を行い、改善が見られない場合は解任せざるを得ないことについて、外部指導者本人に伝えておりました。

校長からの指導以降は、改善がみられ、選手起用についてもベンチ入りした選手も交代で起用するなど、指導方法も変わってきているとのことでした。

そのことにつき申立人へ報告ができず、〇〇部の指導が変わったことを申立人は知らないままであったため、平成 30 年 2 月〇日に申立人が「わたしの提言」で健康教育課に申出

をされました。その内容としましては、〇〇部の外部指導者が部活動を私物化しているのを改善するよう指導してほしいとのことでした。同月〇日に、健康教育課が〇〇中学校に事実確認を行ったところ、上記事実が判明しました。

以上を踏まえまして、申立人の「わたしの提言」に対して、同月〇日付けで「今回のご指摘につきまして早急に当該校に連絡し、事実確認がとれ次第、当該校の管理職から当該指導者に指導いたします。」との回答を行いました。

その後、申立人から上記回答につき特に問合せ等がなかったため、健康教育課としましてはご納得いただけたものと考えておりました。

同年 4 月〇日、オンブズマン事務局より、本件につき申立人から苦情申立てがされていることが分かり、健康教育課から〇〇中学校に対し改めて調査を実施しております。その内容としましては、〇〇部に担当者を派遣し、練習や試合の視察を行っております。

4 市の見解

(1) 〇〇中学校の対応について

申立人の体罰アンケートにより〇〇部の外部指導者による指導に問題があることが発覚し、上記本件の経緯にあるように早急に対処して改善しています。

そのことにつき、申立人に報告しなかったことについてですが、申立人が言われているような、当時の教頭が「結果は報告する。」と申立人に申したとのことは確認できず、また間もなく申立人のお子様が学校を卒業されたことなどから、改善が図られていたことをお知らせする機会を逸してしまったこともあり、報告できないままであります。

(2) 健康教育課の対応について

申立人からの「わたしの提言」を受け、すぐに〇〇中学校に対して、調査を行い、事実確認を行いました。学校から外部指導者への指導は確認できたものの、指導者の改善が一過性のものである可能性も否定できなかったため、回答が「今回のご指摘につきまして早急に当該校に連絡し、事実確認がとれ次第、当該校の管理職から当該指導者に指導いたします。」との回答になってしまいました。申立人からされますと、納得のいく回答ではなかったかとは思いますが、時間の都合上、このような回答にならざるを得なかったところでもあります。

しかしながら、少なくとも、〇〇中学校において外部指導者に対して指導を行ったことなど事実確認で分かっていたことは回答すべきであったと考えます。この点、申立人のお申出に対して、満足のいく回答ができなかったことにつき、お詫び申し上げます。

(3) 今後の対応について

今回、申立人がオンブズマン制度を利用して苦情を申し立てられた旨の通知を受けてすぐに、健康教育課から〇〇中学校に担当者を派遣し、〇〇部の指導が適正になされているか調査を行いました。その結果、生徒への指導について改善が図られていることが確認できました。〇〇中学校では今後も部活動顧問、外部指導者、保護者と連携を密にしながら引き続き指導していきたいと考えております。

今後は、継続して外部指導者の指導について学校と連携を密にしながら対応していくとともに、再発防止に向け、外部指導者の研修会等を通じ、適正な運動部活動が運営されるように指導を継続していきたいと考えております。

【オンブズマンの判断】

1 本件における検討事項

申立人は、申立人のお子様が〇〇中学校〇〇部（以下「〇〇部」という。）に所属しておられたときに、その部活動の内容と「熊本市立小・中学校の運動部活動について（指針）」（以下「指針」という。）との違いに疑問を感じ、そのことを〇〇中学校が実施した体罰アンケートに記載したところ、教頭から「学校の方で対処する。結果は報告する。」などと言われたものの、その後教頭から回答がなかったため、「わたしの提言」（苦情申立ての趣旨には「市長への手紙」とありますが、「わたしの提言」とであると認められます。）を提出し、〇〇中学校における〇〇部の実情や教頭から回答がないことなどを指摘し、市に対し改善を指導するよう求めました。これに対し、教育委員会健康教育課（以下「担当課」という。）から回答はありましたが、申立人にとって満足のいく回答ではなかったとのことです。

そこで、以下、〇〇中学校における対応と担当課における対応について、順次検討します。

ところで、教育現場の個々の場面において教員がどのように行動すべきであるかを客観的かつ画一的に決定する基準はなく、教育現場の個々の場面におけるそのような判断の是非を教育の専門家でないオンブズマンが正確に判断することは容易ではありません。他方、教育行政においては、「学校その他の教育機関を管理」（地方自治法第180条の8）する機関として教育委員会が設置されており、教育委員会は、教育行政の専門家として教育機関を管理する立場にあります。このようなことから、オンブズマンとしては、教育現場における個々の場面における教員の判断の是非を客観的に判断する主体としては、教育委員会の方が適切であると考えます。

そこで、本件においては、教育委員会（担当課）による〇〇中学校に対する指導・助言や申立人に対する回答が適切であったかどうかを中心に検討することとします。

2 〇〇中学校における対応

（1）〇〇部の実情

申立人によりますと、〇〇部は「選手」と「選手をサポートする生徒」に分けて、「選手をサポートする生徒」は満足な練習が受けられない状況があるとのことでした。この点、担当課も〇〇中学校に対し調査をしたところ、上記事実が確認できたとのことです。そこで、以下では、この事実をもとに検討することとします。

（2）指針について

市は、「市からの回答」にあるように、「運動部活動の意義・目的を踏まえ、子どもの発達段階に応じた児童生徒にとって魅力ある運動部活動を推進するため」、指針を定めていま

す。

この指針によると、その指導方針の確立の中で、「一部の児童生徒に限ることなく、多くの児童生徒に活動の機会が与えられるようにする。」「技術のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の人間関係を深め、明るい雰囲気づくりに努める。」とあります。この点、〇〇部で行われていた指導は、申立人が指摘されるように、明らかに上記指針に反していることが認められます。

(3) 指針の周知について

以上のとおり、〇〇部における実情が指針に反していたと認められることから、この指針が学校の現場に十分に周知されていたかどうかを検討します。

「市からの回答」によると、指針の周知について、市教育委員会から各学校へ指針の遵守について説明を行っており、これを受け、各校長において部活動に関する職員、児童生徒、保護者や外部指導者に対し、指針に基づいて作成された運動部活動方針を共通理解させるよう指導しているとのことです。以上の周知の方法については、特に問題とすべき点はないと考えられます。教育委員会が指針を周知することに関し、不備はなかったと判断します。

(4) 〇〇中学校における対応について

以上を踏まえ、〇〇中学校における対応について検討します。

「市からの回答」によれば、〇〇中学校では、申立人の体罰アンケートの記載を受け、〇〇部を調査したところ、申立人が指摘されたような実態が確認されたため、当時の校長から外部指導者に対しこれを是正するよう厳しい指導が行われ、選手起用や指導方法が変わるなど改善が見られたとのことでした。

ところで、申立人によると、教頭から「学校の方で対処する。結果は報告する。」と言われたが、教頭からの回答はなかったとのことでした。これに対し、「市からの回答」によると、当時の教頭が申立人に「結果は報告する。」と述べたかどうか確認できなかったとのことです。しかし、申立人は、〇〇部の件について、単に体罰アンケートに記載しただけではなく、〇〇中学校から連絡を受けて教頭と面談したとのことですから、このような状況のもとでは、教頭が申立人に「結果は報告する。」と言ったかどうかにかかわらず、〇〇中学校としては、申立人に対し、〇〇部を調査して申立人が指摘したような実態を確認したこと、これを受けて外部指導者を指導したことなどについて報告をすべきであったと考えます。

なお、担当課によると、当時の教頭は申立人がこのような問題を提起したこと、そのことにより〇〇部の活動が是正されたことについて、大変感謝しているとのことでした。そうであるなら、なおさら、申立人に対して報告を行うことは必要であったと考えます。

3 担当課における対応

申立人によると、〇〇中学校から回答がなかったため、「わたしの提言」を提出し、市に対し改善を指導するよう求めたが、満足のいく回答が得られなかったとのことでした。

この点、「市からの回答」によると、担当課は、申立人の「わたしの提言」を受け、すぐに〇〇中学校に対して調査を行い、事実確認を行っています。その結果、〇〇中学校において〇〇部の実態を把握し、校長から外部指導者へ指導がされ、改善が図られている事実が確認できたものの、その改善が一過性のものである可能性も否定できないとの判断に至ったとのことです。

申立人から「わたしの提言」を受けた後の担当課における上記の対応は、適切なものであったと考えます。

ところが、担当課は、上記の事実確認及び判断を踏まえ、申立人に対し、「今回のご指摘につきましては早急に当該校に連絡し、事実確認がとれ次第、当該校の管理職から当該指導者に指導いたします。」との回答をしています。この回答の内容では、担当課が〇〇中学校に対し調査を行い、事実確認をしたことが申立人に伝わりません。担当課は、このような回答になった理由として、〇〇部の改善が一過性のものである可能性が否定できなかったことをあげています。しかし、申立人の「わたしの提言」の記述を読めば、申立人が〇〇中学校の〇〇部における指導が生徒にとって劣悪な状態にあると思われ、その改善を指導するよう求められていることが十分に把握できるはずです。そうであれば、申立人に対する回答には、何らかの形で〇〇中学校における事実確認の結果を記載すべきであったと考えます。

以上のとおり、申立人の「わたしの提言」に対して担当課が行った回答の記載内容は、担当課が行った対応の実態が反映されておらず、不備があったと認められます。

確かに一度の文書のやり取りで、記載された方の言いたいことやその真意を的確に読み取り、その方が納得されるような回答をすることは難しいことかもしれません。しかし、市民からの文書による要望等に対して市が回答するときには、できるだけ記載の趣旨や記載した方の真意を読み取るよう努め、個々のケースの実態に即し、可能な限り記載した方の意図にこたえる内容の回答をするよう心掛けてもらいたいと考えます。